

令和3年第5回取手市教育委員会定例会議事録（公開用）

1. 招集年月日 令和3年5月24日（月曜日）午前9時30分
2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室
3. 出席委員
教育長 伊藤 哲
教育委員（教育長職務代理者） 小谷野守男
教育委員 櫻井 由子
教育委員 猪瀬 哲哉
教育委員 石隈 利紀
4. 欠席委員 なし
5. 委員以外の出席者
教育部長 田中 英樹
教育参事 森田 哲夫
教育次長兼教育総務課長 大手 勉志
学務課長 直井 徹
保健給食課長 大野 篤彦
指導課長 大越 茂
指導課長（教育総合支援センター担当） 松戸 孝泰
子ども青少年課長 香取 美弥
生涯学習課長 染谷 和之
スポーツ振興課長 豊島 寿
図書館課長 長塚 逸人
文化芸術課長 飯山貴与子
6. 書 記
教育総務課 課長補佐 蛸原 康友
教育総務課 総務法規係 主査 谷口 京子
教育総務課 総務法規係 主事 中村 翔
7. 議 題
議案第37号 取手市就学援助規則の一部を改正する規則について
議案第38号 取手市家庭学習のための通信環境整備補助金交付要綱について
議案第39号 取手市要保護・準要保護児童生徒図書給付事業実施要綱について
議案第40号 取手市修学旅行等中止に伴うキャンセル料等補助金（第2期）交付要綱について
議案第41号 取手市社会教育委員の委嘱について

| | |
|--------|-----------------------|
| 報告 1 3 | 寄附の受け入れについて |
| 報告 1 4 | 学校の働き方改革に向けた取組みについて |
| 報告 1 5 | いじめ防止策の取組状況に関する報告について |

8. その他

- (1) 6月の行事予定及び教育委員会定例会の日程について

9. 発言の記録

午前9時30分開会

○教育長（伊藤 哲）

ただいまの出席者は5名で定足数に達しております。令和3年第5回取手市教育委員会定例会は成立いたしました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事録について、確認のため申し上げます。議事録は、会議における発言者の氏名と発言全部を記載する全文筆記による作成といたします。なお、教育長のほか会議に出席した委員全員の署名により議事録を確定させることといたします。また、会議の録音データにつきましては、議事録作成の補助手段の扱いとし、議事録が確定した後に消去いたします。

それでは、まず教育長報告から申し上げます。1点目、聖火リレートーチツアー in IBARAKI についてでございます。この聖火リレートーチの展示を令和3年5月9日、10日の2日間、アトレ取手において行いました。展示会の開催に当たりましては、取手市スポーツ推進委員に運営の協力をいただきました。9日が612人、10日が208人、合計820人の方に御来場いただきました。市内の小中学校の児童生徒にチラシ等を配布いたしました。その結果、日曜日には親子での来場も多く見受けられたところでございます。多くの方にトーチを御覧いただくことができました。実際の聖火リレー、茨城県のほうは7月4日（日曜日）と5日（月曜日）に走る予定になってございます。

続いて2点目、新型コロナウイルスワクチンの集団接種の件についてでございます。こちらにつきましては、令和3年4月から予約を開始したところでございますけれども、新型コロナウイルスワクチン集団接種を5月13日（木曜日）、18日（火曜日）の両日、藤代公民館において実施をしたところでございます。接種体制でございますけれども、医師、看護師、薬剤師、派遣職員、市職員の計42名を2チームに分かれて行ったところでございます。両日とも9時から30分刻みということで、午前中6回、午後6回ということで、計2日間で24回、440名の方が参加されました。会場の混雑状況でございますけれども、初日の13日につきましては昼休みの入替えのときに一部混雑しましたがけれども、18日に誘導方法などを改善しましたので駐車場や受付での混雑はほとんどありませんでした。また、接種後に気分の悪くなった方につきましては、そういった方はいらっしゃいませんでした。また、接種のキャンセルにつきましては、18日に1名ございましたけれども、事前に計画して民生委員の方にお問い合わせということで、1名の方が代わりに接種をされまして、このキャンセル分についても対応を行ったところでございます。今後、藤代公民館の集団接種は、下のカレンダーに予定したところでございます。また、5月31日（月曜日）から、藤代庁舎や公民館などで接種の予約会を実施するところでございます。

3 点目でございます。新型コロナウイルス感染拡大市町村指定に伴う行事の中止・延期についてです。こちらにつきましては、5 月 13 日から 26 日までということで、茨城県の新型コロナウイルス感染拡大市町村に取手市が指定されたところでございます。この期間中は、不要不急の外出自粛や学校部活動の制限等が県から要請されたところでございます。その結果、以下のような対応をとってございます。

まず 1 点目として、学校行事の延期、部活動の制限ということで、5 月に実施を予定しておりました第 1 回目の授業参観を 6 月以降に延期したところでございます。また、中学校の部活動の関係につきましては、練習試合、交流及び合宿等の実施を見合せまして、校内のみでの活動を行っているところでございます。市郡総合体育大会につきましては、感染症対策を講じて 6 月 11 日、12 日に実施する予定であります。また、小中学校の外部施設を活用した水泳の授業を感染症対策を講じまして 5 月 17 日（月曜日）から実施しているところでございます。

2 点目、市内重要遺跡ツアーの中止ということで、こちらについては埋蔵文化財センターのほうで市制 50 周年記念企画展「取手の発掘 50 年史」を開催しているところでございますけれども、関連行事として、市内の重要遺跡ツアーを 2 コース、計 6 回開催予定でございましたけれども、うち 2 回を中止したところでございます。代替の実施の有無につきましては、今後の感染症の拡大状況によって決定していく予定でございます。

また、5 月 23 日に開催を予定しておりました取手ふれあいウォーキングを中止したところでございます。

私からの報告は以上でございます。

これより本日の議事に入ります。

議案第 37 号、取手市就学援助規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本件についての説明を直井学務課長お願いいたします。

○学務課長（直井 徹）

それでは議案第 37 号、取手市就学援助規則の一部を改正する規則について、御説明させていただきます。

提案理由としましては、国の要保護児童生徒援助費補助金、修学旅行費の補助単価が改められたため、また茨城県県立学校設置条例第 1 条の規定にのっとり、補助対象となる児童生徒の規定を修正するため、取手市就学援助規則の一部を改正するものです。

改正点について御説明させていただきます。御手元の議案書 1 枚めくっていただきまして、1 ページを御覧ください。第 3 条第 1 項第 3 号の改正につきましては、茨城県立の中学校に関しまして、改正前の第 3 条第 1 項第 3 号にある茨城県が設置する中等教育学校の前期課程、これを読み替えて運用しておりましたが、茨城県の県立学校設置条例においては、中学校と中等教育学校の前期課程、これが区別して規定されておりますので、今回そちらに合わせて修正するものです。

次に別表の改正です。国の支給費目中、小学校の修学旅行費の補助単価が 2 万 1,890 円から 2 万 2,690 円に 800 円引上げがされております。そのため、市でも、国の引上げに伴いまして、小学校の修学旅行費の補助単価に準じて支給を行っている費目、小学校 5・6 年生の校外活動費、修学旅行費及び中学校 1・2 年生の校外活動費の支給単価について改正を行うものでございます。単価の改正内容につきましては、御手元

の議案書の最後のページ, 14 ページに参考資料として対象となる費目と改正後と改正前の金額, 差額を掲載してありますので, 御確認いただければと思います。

議案書 5 ページから 13 ページまでは, 参考資料として, 改正前の規則を掲載しております。以上で, 取手就学援助規則の一部を改正する規則についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（伊藤 哲）

説明は以上でございます。

本件につきまして質疑, 御意見等ございましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

よろしいですか。それでは質疑, 御意見なしと認めます。これにて質疑, 御意見を終結をいたします。

これより議案第 37 号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第 37 号は, 原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。議案第 37 号は原案のとおり決定をいたしました。

続いて議案第 38 号, 取手市家庭学習のための通信環境整備補助金交付要綱についてを議題といたします。

本件についての説明を直井学務課長お願いいたします。

○学務課長（直井 徹）

議案第 38 号, 取手市家庭学習のための通信環境整備補助金交付要綱について御説明させていただきます。

提案理由としまして, 取手市立小中学校が新型コロナウイルス感染症により休校となった場合, 在籍する児童生徒が家庭のインターネット環境を利用した学習を可能とするため, 就学援助を受けておりインターネット環境がない家庭が, 新たにインターネット環境整備のために負担した初期費用の一部若しくは全額を補助するため, 取手市家庭学習のための通信環境整備補助金交付要綱を制定するものです。

昨年度の新型コロナウイルス感染症の拡大による小中学校の一斉休校を経て, 家庭学習の重要性が再認識されております。今後, 再度休校という事態に陥った場合でも, GIGA スクール環境整備により整備した児童生徒 1 人 1 台のタブレットを活用して充実した学習を行うため, インターネット環境の整備をしたいけれども, 金銭的な問題があり支援が必要な世帯へ補助を行うものです。

条文の説明をさせていただきます。御手元の議案書 1 枚めくっていただいて, 1 ページを御覧ください。第 1 条では, 本要綱の趣旨, 第 2 条では用語の定義を規定しております。第 4 条では, 補助対象となる通信環境整備の期間を令和 3 年 4 月 1 日から 12 月 31 日までと規定しています。この事業につきましては, 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するため, 令和 3 年度単年度の事業といたします。第 5 条では, 補助対象経費を初期導入時に必要となる経費と規定しています。環境整備後の通信料については補助対象とはなりません。第 6 条では, 補助金の額を第 5 条で規定した初期導入時に必要になった経費とし, 1 万円を上限と規定しています。これにより, 初期導入時の経費が 1 万円以下の場合は, 全額が補助されます。初期導入

時の経費が1万円を超える場合には、1万円が補助され、1万円を超えた分については、自己負担となります。議案書7ページにまとめてありますが、こちらで調査をしたところ、光回線、モバイルルーター、ホームルーター、いずれの場合も初期費用が1万円で収まる事業者があります。この場合は、自己負担なしで通信環境を整備していただけます。また、高いところでも、初期費用は2万円前後であり、その場合はかかった経費のおおむね2分の1が補助されることとなります。第7条以降では、補助金の申請から交付について規定しております。

取手市家庭学習のための通信環境整備補助金交付要綱につきましては、以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（伊藤 哲）

説明は以上になります。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございます。第4条の補助金の交付対象となる補助対象者が実施した通信環境整備の年限ですが、令和3年度の事業なのに、令和3年4月1日から令和3年12月31日までと年内に区切っているのはどのような理由でしょう。

○教育長（伊藤 哲）

学務課長。

○学務課長（直井 徹）

お答えいたします。整備が終わった後、補助金を申請していただき、決定して、請求していただき、交付するという手続を年度内に完了する必要があるため、整備のほうは12月31日で切らせていただいて、こちらも12月31日までですよということを周知した上で事業を行ってまいりたいと思います。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございます。年度内に行わなくてはならないというのは、事務的な手続の理由でしょうか。

○学務課長（直井 徹）

はい、そのとおりでございます。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございます。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

よろしいですか。それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結といたします。

これより議案第38号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第38号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり決定をいたしました。議案第39号、取手市要保護・準要保護児童生徒図書給付事業実施要綱についてを

議題といたします。

本件についての説明を直井学務課長お願いいたします。

○学務課長（直井 徹）

議案第 39 号、取手市要保護・準要保護児童生徒図書給付事業実施要綱について、御説明させていただきます。

提案理由としましては、夏休みの読書感想文課題図書並びに茨城県優良図書を支給することにより、保護者への経済的支援や児童生徒の学習機会の確保を図るため、取手市要保護・準要保護児童生徒図書給付事業実施要綱を制定するものです。

新型コロナウイルス感染症の終息の見通しが立たず、経済活動の停滞等により、就学援助世帯の収入減少が懸念されるため、今回新たに図書給付事業を実施いたします。

条文の説明をさせていただきます。議案書 1 ページを御覧ください。第 2 条において、今回給付する図書を公益社団法人全国学校図書館協議会が主催する第 67 回青少年読書感想文全国コンクールの課題図書、第 49 回茨城新聞小学生読書感想文コンクールの課題図書、令和 2 年度茨城県優良図書のいずれかに該当するものと規定いたします。課題図書につきましては、いずれも今年の夏休み期間に実施される感想文コンクールの課題図書です。また、茨城県優良図書につきましては、茨城県青少年の健全育成等に関する条例の規定に基づいて推奨されているものですが、例年秋に発表されますことから、今回の事業では夏休み前に給付を行うため、令和 2 年度の優良図書を給付対象とするものです。第 4 条において、1 人につき 2 冊の給付を規定します。第 5 条以降では、給付の手続について規定しております。

事業概要につきましては、議案書 4 ページにまとめてありますが、給付対象者は小学生、中学生、合わせて約 850 人を想定しております。実際の給付事務といたしましては、対象の図書のリストから選んでいただいた 2 冊を御自宅に直接お送りいたします。また、希望図書の提出がなかった場合で、第 5 条第 2 項に規定する給付拒否の届出がない場合には、市立図書館の司書と相談の上選んだ 2 冊をお送りします。この事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するため、令和 3 年度単年度の事業といたします。

取手市要保護・準要保護児童生徒図書給付事業実施要綱につきましては、以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（伊藤 哲）

説明は以上でございます。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。小谷野委員。

○教育委員（小谷野守男）

先ほど来の説明ありがとうございました。最後の頃に、図書 2 冊の届出がない場合には、図書館の司書さんと御相談して配布するというようなお話なんですけど、この辺どうかななんて思ったんですけど。というのは理由、その子がどんな理由で届出ができないのかというふうな部分も、もしかしたらあるのかなというところがあったり、例えば不登校の子たちとか、病気でしばらく来られない、そういった状況の中で少し待ってあげるといことは難しいんですかね。その子に選んでもらうというのはとても大事な選択肢かなという気がするんですよ、子どもにとっては。本に興味がなくてどうしても嫌だよというのには、ちょっとそれは困るんですけど、それはもう拒否になっちゃうのかもしれないんですけど。

これは今年いっぱい事業という形で、後々まではちょっと難しいんでしょうかね。

どうなんでしょう。

○教育長（伊藤 哲）

学務課長。

○学務課長（直井 徹）

まず、今年度いっぱいというのは、コロナの交付金の関係があるので難しいかと思うんですが、我々のほうも課題図書というのがあって、夏休み前の給付というのをもう最初に決めて、制度のほうを設計していました。今、委員おっしゃるように、不登校の方ですとか病気の方で、希望をそれまでに出不せない方がいらっしゃることにについては、そこまで検討を行ってなかったの、その辺り検討して、もし希望をとれる状況であれば、夏休み前の給付にこだわらないでできるといいかなと考えております。

○教育委員（小谷野守男）

ありがとうございます。そうしていただければ大変ありがたいなと思いますので、御検討よろしくをお願いします。

○教育長（伊藤 哲）

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございます。国からの新型コロナウイルス感染症関係の給付金での事業と思われませんが、そのような給付金に対して図書、本をもって、要保護・準要保護のお子さんたちに希望する本をとというのは、すごく取手市全体としても「ほんくる」を推進している、学校図書館と図書館の充実を推進している市としては、すばらしい試みというか施策だなと思います。それだけに今、小谷野委員もおっしゃいましたように、夏休み前という、できれば課題図書を読んでもほしい、課題図書で作文も書いてほしいというような、そういうお考えもよくわかりますが、夏休み前に限定して希望を出した子たちだけにあげられるというのは、確かに小谷野委員がおっしゃるようにいかがかなと思いますし、また要らない場合、これは別記様式、第5条関係の要らない場合はこの紙を出してくださいねというこの書式についても、よくよく見ますと、要らない場合、本人確認添付書類として個人番号カード若しくは住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写しを貼り付けなければならないとか、大変格式張った、いかにも役所的な手続が必要であるということで、もう少し柔軟に対応できないかなという、この要らない場合、それぞれの御事情があって、うちは受け取りませんというようなお宅もありますし、またそれぞれの御事情があって、お子さんの事情、家庭の事情があって、もうちょっと待ってくださいというところもありますので、施策としてはすばらしい施策だと思いますので、本当にこれを受け取る側の、また、こちら側としても、委員会側としても、みんな本読んでねという、そういう気持ちが素直に伝わるように、もう少し御考慮いただけないかなと思いました。

○学務課長（直井 徹）

ありがとうございます。この様式につきましては、ちょっと我々のほうでも苦心しまして、できるだけ配りたいと。最初は、希望だけとって、希望がなかったら希望ないから配るのをやめようかという話もあったんですが、それだと何らかの理由で希望を出せない子が本を受け取る機会を失ってしまうということで、ちょっと拒否のハードルを上げるために厳しくしている様式というところもございます。ただ、委員の皆様おっしゃるように、柔軟なやり方で、できるだけ多くの方に本当に本を届けていきたいなと考えております。

○教育長（伊藤 哲）

柔軟にというとは、具体的には。

○学務課長（直井 徹）

具体的には、各学校ともそのお子さん——希望が来たお子さんはもちろんそれでいいんですが、希望が出なかった時点で、もう一度学校とも相談しながら、どういった理由で希望が出てないのかな、要らないのかな、それともこちらで選んでいいのかなというようなことを相談していこうかなと思っております。

○教育長（伊藤 哲）

少し丁寧にやっていきたいと思えます。

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより議案第 39 号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第 39 号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。議案第 39 号は原案のとおり決定をいたしました。

続いて議案第 40 号、取手市修学旅行等中止に伴うキャンセル料等補助金（第 2 期）交付要綱についてを議題といたします。

本件についての説明を大越指導課長お願いいたします。

○指導課長（大越 茂）

よろしく申し上げます。議案第 40 号、取手市修学旅行等中止に伴うキャンセル料等補助金（第 2 期）交付要綱について、御説明をさせていただきます。

提案理由につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、令和 3 年度に予定していた修学旅行等において、新型コロナウイルス感染症の影響により中止又は延期となった場合に要する経費を補助することにより、保護者等の負担を軽減するものでございます。

次のページに行きまして、交付要綱のほうを示させていただいております。第 1 条の趣旨につきましては、先ほど申し上げたとおりの内容と重複してまいりますので省略をさせていただきます。今回の修学旅行等につきましては、第 2 条のところにて定義として示させていただいておりますとおり、令和 3 年度中に学校が実施を予定していた修学旅行、校外学習、遠足等の行事であって、交通費、宿泊費等の経費を児童又は生徒の保護者が負担するものを示しております。これにつきましては、昨年度と同様のつくりになっております。

ここで、令和 3 年度の修学旅行延期のことについての経緯を申し上げたいと思えます。資料はございません。昨年度 2 月より、市の校長会において検討を進めてまいり、2 月 19 日から、市内の中学校の保護者、現 3 年生の保護者に対してアンケートを実施しました。他市町村の動向等も踏まえ、3 月 1 日の校長会において、取手市におきましては小中学校とも修学旅行については 9 月以降の実施ということといたしました。方面、泊数についてなんです、小学校においては茨城県を含む北関東で 1 泊、中学校につきましては各学校の生徒数が異なっておりますので、その宿泊する旅館等

がとれるかとれないかというところもございまして、中学校においては方面、泊数は各学校で検討するものということで、保護者にもお知らせをしたところでございます。それを受けて、今回の補助金の交付要綱のほうを制定させていただきました。

なお、現在、各学校におきましては、この先見通せないところなのですが、9月以降の実施ということで、新たに計画を立てているところでございます。御審議のほうよろしく願いいたします。

○教育長（伊藤 哲）

説明は以上です。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。小谷野委員。

○教育委員（小谷野守男）

現在まで、9月以降の行事的なものが決まっている学校と、まだの学校は数的にはどんなふうになっているのでしょうか。

○教育長（伊藤 哲）

大越課長。

○指導課長（大越 茂）

中学校のほうにおきましては6校中6校とも、もう既に新たな計画が立案されているというふうに伺っております。小学校におきましても、ほぼ決まっているところかと思うんですが、細部を詰めているというところで把握をしております。

○教育委員（小谷野守男）

分かりました。ありがとうございました。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。

中身そのものは昨年と同じものであります。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。これより議案第40号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第40号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり決定いたしました。続いて議案第41号、取手社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。

本件についての説明を染谷生涯学習課長お願いいたします。

○生涯学習課長（染谷和之）

議案第41号、取手市社会教育委員の委嘱についてですが、提案理由として、取手市社会教育委員の辞任による欠員補充のため、令和3年6月1日付で委嘱するものです。今回2名の方が辞任されますので、お配りしております名簿の2名が後任となります。1人目の方は、学校関係者として小中学校校長会会長、2人目の方は社会教育関係者として市小中学校PTA連絡協議会会長となります。なお、委嘱期間は2年となりますが、前任者の残任期間の令和3年6月1日から令和4年5月31日とします。

次に、社会教育委員の職務内容についてですが、社会教育法第17条の規定により、

社会教育の事業の計画，事業案を検討し，これに対して意見を述べることとなっております。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○教育長（伊藤 哲）

説明は以上です。

本件につきまして質疑，御意見ございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

よろしいですか。それでは質疑，御意見なしと認めます。これにて質疑，御意見は終結いたします。

これより議案第 41 号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第 41 号は，原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって，議案第 41 号は原案のとおり決定いたしました。

続いて報告 13，寄附の受入れについてを議題といたします。

本件についての報告を大手教育次長兼教育総務課長お願いをいたします。

○教育次長兼教育総務課長（大手勉志）

それでは報告 13，寄附の受入れについて報告をいたします。寄附者は，常総開発工業株式会社，それと大竹建設株式会社の 2 社になります。寄附金額は 30 万円，各社 15 万円ずつの合計になります。受領日は，令和 3 年 5 月 10 日（月曜日）。

寄附の経緯ですが，宮和田小学校校舎・体育館の大規模改造工事は，令和 2 年 6 月 9 日から令和 3 年 2 月 26 日までの約 8 か月の工期で行われました。工事の事業者は，寄附者であるこの 2 社が共同企業体を組んで実施されました。通常，こうした工事は，夏休みといった長期休業期間を利用して集中的に行います。今回は，コロナ禍の中，夏休み期間が例年よりも短いという厳しい制約がありましたが，児童の安全を第一に考えて進められました。工事のスケジュールや作業方法をきめ細やかに工夫し，特に児童と工事関係者との空間接触を避ける配慮を徹底して行いました。こうしたことから，工事に対する子どもたちの興味関心も高く，校長先生や教頭先生からも工事関係者に対するねぎらいの気持ちといった教育的な効果を育むことができたとのことをお言葉をいただいております。

そして今回，宮和田小学校の児童並びに教職員から，校舎と体育館がきれいになったことへの感謝と御礼の言葉をつづった寄せ書きが 3 月下旬に贈られました。ただいま教育委員の皆様の前で回覧いただいているものが，その寄せ書きになります。この寄せ書きを受け取りました事業者のほうから，取手市に 30 万円を寄附するので宮和田小学校のために役立ててほしいとの申し出がございました。

寄附をいただいた当日は，教育委員会から事業者 2 社に対して，それぞれ感謝状を贈呈しております。このときの様子については，参考にお配りしました 5 月 13 日付けの茨城新聞でも報道をされました。

なお，寄附金の使い道につきましては，今後，宮和田小学校と相談して決めていきたいと考えております。報告のほうは以上となります。

○教育長（伊藤 哲）

以上で説明は終わりました。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御報告ありがとうございました。こちらの工事が始まるということを定例会上でお話しいただいたときに、宮和田小の周辺にお住まいで、毎朝見守りに立ってくださっている方からのお話をさせていただいたかと思います。宮和田小学校は道路に面していて、朝の登下校時に子どもたちの登下校で、ただですら普通に通る車との接触が危険だから、見守りのほうも気をつけていて、それに工事が始まったらちょっと心配だという声をお届けしたと思いますが、その後、その方にどうですかということをお伺いしたところ、すごく工事の方が丁寧にやってくさっている、子どもたちの登下校のときに本当によく配慮してくれているので、見守りのほうでも安心してその工事車両に関しては見ていられるというようなお話もありました。工事関係のほうでも、そういった御配慮をいただいているんだなと思っていただけたところに、5月13日の茨城新聞上でこちらの記事を拝見して、丁寧にやってくさった上に、こんな寄附までいただいと、非常にこのコロナの中で余りいいニュースがない中、温かい気持ちになったと思います。本当に、こちらとして御礼を言いたいぐらいの気持ちですので、今後どのように使われたかも御報告いただければと思います。よろしく申し上げます。

○教育長（伊藤 哲）

ありがとうございました。ほかにございますか。

工事期間中に私たちも工事現場等にお伺いしましたが、結構、小学校の工事なので夏休み期間が短いということと、校舎内の騒音とかいろいろ子どもたちへの影響を危惧したんです。すごく工事箇所を細かく分けて、気遣いしていただいて、また先生方からも聞いたんですが、非常に工事関係の方が丁寧な対応、すごく環境もすばらしかったというふうに私も理解しています。ただ、それに対して子どもたち一人一人が、先生方もそうですけど、本当に感謝の気持ちを表したいということをお届けして、それが伝わったということなので、本当に両方といいますか、非常にお世話になってそこをお返しするという教育的な状況を伺えたので、非常にうれしい出来事であったと思います。

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

私も、とてもいいニュースだと思って、寄せ書きが工事関係者8,786人の皆さんに、先生方の情報で子どもたちも知ったんだと思うんですけど、この工事という労働と、その労働する人への感謝というのが共有できたことはとてもよかったなと思います。できたらまた、この会社に子どもたちが訪問する機会だったりとか、キャリア教育というのは本当に難しく、特に小学校は役割の理解とか、いろいろ先生方が工夫されてるんですけど、本当にこういうのが労働への感謝とか敬意というのがキャリア教育につながるなど改めて思って、本当にいい試みだなとか、お金の在り方とはまた別としても、こういう交流はとてもいいことだなというふうに私も感銘を受けました。

○教育長（伊藤 哲）

そういった無形の財産というか、それに期待したいと思います。ありがとうございました。

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑，御意見なしと認めます。これにて報告 13 の質疑，御意見を終結いたします。

以上で報告 13 の議事を終わります。

続いて報告 14，学校の働き方改革に向けた取組みについてを議題といたします。

本件についての報告を直井学務課長お願いいたします。

○学務課長（直井 徹）

報告 14，学校の働き方改革に向けた取組みについて御説明させていただきます。

取手市教育委員会におきましては，平成 21 年度に校務支援システムを導入するなど，教職員の負担軽減に努めてまいりましたが，今回，国県の取組を受け，教育委員会内に取手市教職員働き方改革推進プロジェクトチームを設置し，教育委員会，学校全体として，組織的に学校の働き方改革に取り組んでいくものです。

恐れ入りますが，最初に御手元の資料の最後 13 ページ，参考資料 3 を御覧ください。こちらが取手市教職員働き方改革推進プロジェクトチームの組織図でございます。働き方改革推進委員会のもと，システム整備，教職員の意識改革，勤務時間の管理など，各分野ごとに担当課を中心に組み立ててまいります。働き方改革推進委員会においては，全体の方針を示し，取組の進捗を管理してまいります。推進委員会の事務局を学務課で務めますので，本日，学務課から御報告させていただいているところです。

それでは，お戻りいただいて資料の 2 ページを御覧ください。国では，中央教育審議会において，学校における働き方改革について議論が行われ，平成 31 年 1 月 25 日に，新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導，運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について答申が取りまとめられました。この答申の概要につきましては，次のページから参考資料 1 として添付してございます。文部科学省におきましては，答申を受け，同日，学校における働き方改革を推進し，その実効性を高めるために，文部科学大臣を本部長とする学校における働き方改革推進本部を設置いたしました。

茨城県教育委員会では，令和 2 年度に 3 市 6 校をモデル校として，教職員の働き方改革に向けた実践モデル校事業を実施しました。教職員の超過勤務の縮減を図り，児童生徒に対してよりよい教育活動を行うため，モデル校において実践的な取組を実施し，その結果を検証することにより，全ての県立学校及び市町村立学校における教職員の働き方改革を推進していくものです。令和 3 年 2 月には，教育事務所単位で小中学校教職員の働き方改革推進チームが設置されております。取手市からも，参事，指導課長，校長会長が推進チーム員として参加して，働き方改革の推進に係る協議，施策等の推進を行っております。

続きまして，現時点での取手市の取組状況について御説明させていただきます。御手元の資料 9 ページから 12 ページ，A 3 横の参考資料 2 を御覧ください。まず，文部科学省の取組状況チェックリストに対応した取手市の取組状況でございます。表の左側に文部科学省の取組状況チェック項目があり，中央右側に県教育委員会の取扱い等，留意事項として達成基準などが示されております。表の右端が現在の取手市の取組状況です。時間の関係上，各項目の詳細な説明は省略させていただきますが，今後，市教育委員会全体として，それぞれの項目の担当課を中心に，未達成の項目について重点的にフォローアップを行いながら，学校の働き方改革に取り組んでまいります。

以上で報告を終わらせていただきます。

○教育長（伊藤 哲）

報告は以上でございます。

本件につきまして質疑，御意見ございましたらお願いをいたします。石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

御説明ありがとうございます。私も、国のこの学校における働き方改革の指針ができて、取手市はどうなっているのかなと、とても関心がありましたので、今日の発表を聞いて進んでいることを知って安心しました。それで、13 ページにプロジェクトチームがあって、教育長以下各課が横串を通して取り組むということで、もうとても大きなプロジェクトだと思います。

それで、今日のようなことも含めて、途中途中で進んでいるときに、この教育委員会の主な方が参考意見を聞く相手として、例えばPTAであるとか、保護者であるとか、あるいは教職3年以内の新人の先生であるとか、あるいは弁護士であるとか、それから教育総合支援センター長が出ていらっしゃるんですけど、スクールカウンセラーといわゆる専門スタッフであるとか、あるいはチーム学校を構成する、いわゆる教育課程、教職のプロではない、チームをつくる仲間の人たちの意見も積極的に聞いて、言ってもらえればありがたい。特に教員になって二、三年の方というのは、これ変だなとか、どうかなと思いつつ頑張ろうというので、だんだん慣れてくるので、若い方に聞くと本当にどきっとして、私も当たり前になっているけど、若い人から見たら違うんだなというのがるので、特に若い二、三年ぐらいの先生方の意見も入れてほしいです。これは弁護士さんに聞くと、取手市もいらっしゃると思うんですけど、かなり働く人の人権の部分もあるし、いろいろな教育に関わることもあるので、もう皆さん釈迦に説法ですけど、そういうところも時折入れていくと改革が進むと思います。感想です。

○学務課長（直井 徹）

ありがとうございます。ぜひそういった方々の意見も取り入れながら、皆さんが納得して取り組めるような働き方改革を目指したいと思っております。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御報告ありがとうございます。教員の働き方改革の話題が出るたびに、常々思っていたんですが、教師は教育のプロとしての誇りと自信を持って働いていただきたいというのが基本にあって、そのために教員免許状がなくてもできる仕事、これはなるべく削減するべきではないかと思っておりました。その中で、具体的に一つ一つチェックして、これは教員免許状が必要な、いや要らないなと思ったら、それはその仕事はほかに任せるということが必要ではないかなと思っておりました。

今回、このチェック項目の中でも、とても細かくチェックされているんですが、例えば24番、校内清掃は地域人材の協力を得ることや民間委託等をしているとあります。これについて、取手市ではコロナ消毒作業は用務員さんが対応してくださっているということで、市の職員である用務員さんが御対応してくださっているということですが、市内の小中学校、青少年相談員としてパトロールしている中でよく見かけるのが、校長先生なり教頭先生なりが今の時期草刈りをしている姿です。本当に市内の小中学校の中でも、大変な小学校と、そうじゃない中学校の差が大きく、草刈りをしている校長先生の時間を別の草刈りの必要のない学校の校長先生は、別のその校長先

生の部分をされているんだろうと思うと、本当にまた草刈りは、学校の設置者である市が行うべきところだよなど。それを校長先生がされている、教頭先生がされている、この姿はどうかと思うような姿も拝見しております。こういった細かいところ一つ一つをチェックしていくことが、働き方改革、先生方の仕事の総量を減らすということにつながるのではないかと思います。できれば、市内の小中学校の学校の管理に関しては、先生方のお手を煩わせることのないようにしていただきたいなと思います。

あと、ただ削減すればいいだけではなくて、先だって民生委員として担当する寺原小学校の校長先生、またPTA会長さんとお話をする機会がありました。そのときに話が出たのは、先生方の働き方改革、またPTAとしても、PTA活動への参加の少なさということで、なかなかそれぞれの立場で苦労されているということをお伺いしました。その中で、あってはいけないのは、この働き方改革、あるいはPTAのなり手の少なさ、活動の少なさの間で空いてしまった箇所、そこがあってはいけないなと思います。具体的には、登下校時の子どもたちの安全、登下校時に関しては先生方が、ずっとついているものではなく、基本的には学校を一步出たら、そこは家庭のということで、PTAあるいは地域の方々が登下校時の安全を見守っているところですけど、中には先生方もついてくださっている学校も多くあります。特に登校のときなんかは、朝早い時間から、やはり先生方が校門に立って指導してくださっているところもあります。そういったところも見直しをかけて、地域、またPTAとの連携を図っていく。

その中で考えていただきたいのは、茨城県、また取手市では余り推進されていないコミュニティースクールの推進がそろそろ必要ではないかと思います。取手市内では、学校運営協議会を設置している学校はございませんので、また茨城県としても、国の中で県全体での取組というのは、このコミュニティースクール、学校運営協議会に関しては非常に低いところがあります。これは、先だつての文科省の教育委員の研修に参加させていただいたときも、ほかの市町村はみんなやっているのに、うちはやっていないなということで、ちょっと疎外感を覚えたりもしましたので、こういった先生方の業務の削減にもつながるといふ形でのコミュニティースクールの推進をお願いしたいなと思います。以上です。

○学務課長（直井 徹）

ありがとうございます。今回、答申にもありますように、先生方も子どもたちのためだったら本当に時間をいとわず働いてしまう気持ちがあると。そこを何とかしなきゃいけないということで、国全体としましても、市としましても、やはり先生が本来先生としてやるべき業務と、そうでない業務を切り分けていって、そうでない業務をできるだけ先生の手から離していく方法で、全体的には働き方改革を進めてまいりたいと思います。

○教育長（伊藤 哲）

よろしいですか。猪瀬委員。

○教育委員（猪瀬哲哉）

御説明ありがとうございます。今現在、小中学校で児童生徒の健康観察がこれから電子化になることで、先生たちの負担も大分、いちいち冊子を見てとかが少なくなつて、大分変わってくるなと思っております。そして、このプロジェクトチームもいろいろシステム整備から始まって、調査報告までかなりあって、やはりこの中では特に優先順位を決めて、それから改革というか解決していこうというのではなく、全体的に働き方改革として進めていく予定なんではないでしょうか。

○学務課長（直井 徹）

お答えします。現在のところ、まだ今年の推進委員会、1回目が開催できていない状況でして、そこでの話の中で今年はどういう項目を重点的に取り組んでいこう、という項目は少し研究が必要だねというような形で整理して進んでいきたいと思っております。

○教育委員（猪瀬哲哉）

ありがとうございます。私は保護者としてPTAとしても学校に行くことが多くて、年度初めとか、先生たちがかなり遅くまで残っているのを見ると、非常に先生たち忙しいなというのと、先ほど櫻井委員からありました、うちも中学校は木が多いというか、草がよく生えるような学校なので、そういう管理者の先生方がいつも時間をとって草刈りとかをやっているのを見て、たまに土曜日とか見て、先生大変ですねなんて声かけながら、我々も手伝いたいなと思っているんですが、やはりそういうところが徐々に解決できれば、働き方改革というのは本当に進むのではないかと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○教育長（伊藤 哲）

ありがとうございます。石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

委員の皆さんから出たとおりなんですけど、何が教員の仕事かというのを絞りつつ、この働き方改革を取手市として積極的に言うと、教員の仕事を充実するために何ができるかという、楽しいことといますか、例えばもう随分前で、私の記憶からすると、東京都の教員は週に半日かな研究時間というのがあったんですね。私の大学、研究室に登録された先生が東京都の高校の教員です。小中と違うかもしれません。だから私は、学校の先生方は本当に専門性が高いので、本当に国にお金があったら、週1日、1週間でも半日でも研究日として何もしないと、どこにいてもいいみたいなのが私の夢なんですけど、それはもう随分先として、例えばこの改革をすることで、取手市においては月に1回1日研究日を設けることを目指すとか、あるいは何かそういうので一つ取手市のプロジェクトの成果というか、アウトプットみたいなものがあるといいかなと思います。

例えば大学の教員の場合に、私立のある大学では、3年とか5年働くと、1年間サバティカルといって海外で研究できたりするんですね。国立はお金がないので、ずっとしなかったんですけど、私が筑波大学にいる大分前から、もうだから10年ぐらい前から始まって、お互いの仕事はちょっと増えるんだけど、10年20年働いたら3か月ぐらいは海外で研究する時間を持ちましょうというのをお互いが助け合っていると、随分モチベーションが上がりましたので、先生方は減らすだけではなくて、何を増やすかという授業の準備とか研究する時間をもっと、これ国全体の話なんですけど、尊重して、そういう時間を確保したいし、それが小回りがきく取手市というところで、何かちょっとでもできるといいなと。特に1年目の先生は負担を3分の2にするとか、例えばですけど、定年前の1年の先生は負担を4分の3にするとか、そういうところ何か工夫ができるといいかなというのは、私の夢も含めて取手市で何か実現していただきたいなと思います。

○学務課長（直井 徹）

ありがとうございます。私もその研究時間というのは、委員から聞くのが初耳だったので、ちょっと研究させていただいて、そういったことも取り組めたらいいなと思

います。本当にいいなの段階で申し訳ないんですが……

○教育委員（石隈利紀）

東京都で以前やっていたので、国としてはやったことがないかもしれませんが。東京都の高校ですね。

○学務課長（直井 徹）

そちらちょっと研究させていただきたいと思います。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。この問題というのは、過去にも何度かクローズアップされて、いろいろな取組をやってきましたんですが、なかなか進まないということが現実というか、今までの経過を踏まえて、ただ今までと違うのは、きちんと教員の勤務時間、出退勤の管理ができるようになったので、ですからそこをスタートにして具体的な数字なんかをもとにした議論ができるかなということを考えなくてはいけないというふうに思っています。委員からそれぞれ御意見いただきましたので、そういった御意見を取り入れながら一つでも確実に実行できるもの、あとは市としての特色をどうやって出せるかということを考えていきたいというふうに思っています。

○教育委員（櫻井由子）

今、教育長のほうから出退勤管理のお話が出ましたが、この出退勤管理の中には、部活動以外で土日に学校に行き仕事をしている先生の分は入っていないですね。大概どこの学校もと言ったらあれですけど、土曜日でも日曜日も行けば誰かいるというような状態になっているようですけれど、いかがでしょう。

○学務課長（直井 徹）

基本はICカード管理で、土日出勤の場合もピットと出退勤を登録することになっているかと思うんですが、それをやらないまま行っちゃって、仕事している先生について捉えられていないのは、そのとおりでございます。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございます。

○教育長（伊藤 哲）

ただ、部活動の指導というのは、これは教職調整額とか部活動のものがあって、必ずしも勤務命令ではないので、その区分け自体も教員の働き方そのものにあるので、それを仕分けするというのも必要なんですよね。そういったことも議論していきたいと思います。

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて報告 14 の質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告 14 の議事を終わります。

続いて報告 15、いじめ防止策の取組状況に関する報告についてを議題といたします。

本件についての報告を松戸教育総合支援センター長お願いいたします。

○教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）

支援センター松戸です。よろしくお願いたします。

報告 15、いじめ防止策の取組状況に関する報告について。いじめの再発防止策への対応について別紙のとおり報告させていただきます。

まず、1ページお開きください。第1回教育相談主任研修会を4月21日、教育総合支援センターで開催し、20名の市民が参加しました。一部、二部の構成で当日研修を進めましたが、一部では、小学校、中学校、それぞれ代表者1名ずつが昨年度の取組について報告をしていただきました。

2ページになりますと、こちらのほうは、小学校の昨年度の教育相談部会の内容についての資料です。こちらの学校に関しては当初、教育相談部会のメンバーで行っていたんですが、やはり共通理解が必要だということで、全員で教育相談部会を行うというような方向になっていきました。

3ページの3、心と体のチェックシートについて、特にこの実践発表をいただいた学校は、いろいろ工夫を凝らしながら、このシートを活用したということで、ここについて取組状況を説明していただきました。実践例といたしましては、子どもたちが回答したアンケートを点数化すると。その点数によって面談者を決めて、面談を行うといった取組を年間を通して行いました。この項目ですが、身体反応、不安、怒り、無気力、そういった項目に分けて点数化をさせていただいております。(5)の実施結果のところは、実際に、先生方から上がった声というふうに報告を受けました。中でも、数値化することによって、見えなかった部分に気づくことができた。そういった現場の先生方の声、意識の変化が見られました。

4ページは、実際に使った心とからだのチェックシートでございます。なお、1年生については、自宅に持ち帰って親と一緒にやるといったところで、このシートを活用したという報告を受けております。

5ページ、資料2につきましては、市内の中学校での実践事例です。こちらの中学校では、特に4番のミニ教育相談部会の内容についてといったところを御報告いただきました。人数を絞って管理職を中心に、ここで具体的に検討をして、その内容を全職員、教育総合支援センターとともにフィードバックしていく。そして、子どもたちの変化変容をしっかりと1週間見取っていく。次の週の拡大教育相談部会で共通理解を図るといった、このミニ相談部会といったものを御紹介いただきました。実際に勤務していただいた校長先生、教頭先生、教育相談主任からは、このミニ教育相談部会が非常に有効であったといったような報告を受けております。

第2部といたしましては、スクールカウンセラー・スーパーバイザーの藤原先生による講演研修を行いました。御手元の資料6ページからが、当日配付した資料となっております。中でも6ページ、7ページにつきましては、教育相談部会の狙いであるとか、昨年度具体的に対応した非常に苦慮した内容について、①番から⑩番まで具体的にスーパーバイザーに御説明をいただきました。

そして、資料の10ページには、変だな、どうしようと気づいたらといったところで、こちらに書かれているような内容の情報共有、そして絶対に独りで対応しない、組織で対応しましょうといったようなことを、この研修会の中で繰り返し説明していただきました。そして、昨年度よりもといったところで、御手元の資料12ページにもありますように、スクールカウンセラーの積極的な活用について、スクールカウンセラー・スーパーバイザーより御指導がございました。

続いて、2つ目の項目になります。3つの取組に関する小学校保護者向けガイドを作成し、配布いたしました。御手元の資料17ページ、18ページがそのガイドになります。特にチーム指導といったことの説明と、昨年度、教育相談部会について保護者の方々になかなか認知が上がらなかったといったところで、再度、もう少しわかりや

すいような内容に変えて、御紹介をさせていただきました。そして、小学校の5・6年生を対象にといったところで、ページの最後には中学校1・2年生で行っている全員担任制について、中学校に入学する前に御紹介をさせていただくことで、こちらの理解をいただくことと、不安の軽減につなげたらなといったところで、このような形で紹介をさせていただきました。

最後に、3つ目といたしまして、各学校における学校いじめ防止基本方針についてです。市の改定に伴って、各学校では、学校のいじめ防止基本方針をホームページ上で公表をしております。若干修正がまた入っていきまして、一応、全ての学校公表は終わっているんですが、また若干修正を加えているところです。学校によっては、この新しくなった学校いじめ防止基本方針を子どもたちに説明するといった機会を設けている学校も出てきております。今後、保護者の方々に、あらゆる機会での基本方針の説明をしていくことが必要と考えております。

以上で報告を終わります。

○教育長（伊藤 哲）

報告は以上です。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。小谷野委員。

○教育委員（小谷野守男）

御報告ありがとうございました。また、4月21日の教育相談主任研修会の件について、詳しくお話をいただきましてありがとうございました。これは参加された学校1名の教育相談主任さんなんですけど、去年と今年で新たに替わられた方というのはいらっしゃるんですか。もしいらっしゃれば、何人ぐらいいらっしゃるのかとちょっと気になったものですから。

○教育長（伊藤 哲）

松戸センター長。

○教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）

お答えいたします。人数は把握していないんですが、複数の方々が替わっております。この研修を受けた最後の感想のところで、相談していいんだ、独りで抱えなくていいんだといった、今年初めて主任になられた方が感想をいただいたといったところもございました。以上です。

○教育委員（小谷野守男）

ありがとうございます。すみません、続けていいですか。これは意見なんですけど、新たになった先生というのは、きっと1年経過されるとゆとりは多少出てくるんだろうと思うんですけど。一からというスタートになると思いますので、その辺についてのアドバイスのなものについては、他の経験された先生よりは少し気を遣っていく必要性はあるのかなという気はするんですけど、何か手だて的には考えていらっしゃるのでしょうか。

○教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）

お答えいたします。当日、参加した主任にもお話をしたんですが、今年度は、委員からもお話がありましたように、教育相談主任の横のつながりを強化したい、取り組みたいんだといったところを私のほうから説明をさせていただきました。具体的な内容ですが、情報共有シートであるとか、教育相談部会の進め方について、この20人がグループ化をして、その中でサンプル、モデルをつくっていかうといったところで、横のつながりをつくられたらなというふうに説明をさせていただいた次第です。以上で

す。

○教育委員（小谷野守男）

ありがとうございました。頑張ってくださいませ。

○教育長（伊藤 哲）

よろしいですか。石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

ありがとうございました。今の小谷野委員の続きなんですが、5ページの教育相談部会について確認するんですけど、大体どのぐらい時間されているんですしたっけ。拡大のほうとミニのほうで1回の話合いの時間はどのぐらいですか。

○教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）

両方とも、中学校の時間割に沿って行っていますので50分間行っております。

○教育委員（石隈利紀）

なるほど、わかりました。それで、拡大教育相談部会は各学年の教育相談担当から、気になる生徒を上げるということで、大体25名程度が報告あるんですね。これも多いですよ。だから、できたらその優先順位で、気になる生徒のチェックは紙ベースかなんかでも共有しなきゃいけないんですけど、全員上げると1人当たりの時間が余り少なくなってしまうのと、気になる子どもの状態というのは結構似ている場合もありますので、その中の何人かを取り上げることで参考になることがあるかなと思います。そういった意味では、ミニ教育相談部会はいい試みだと思うんですけど、それでも10名程度で50分という、1人5分ぐらいになってしまうので、もうちょっと5名とかに絞って、1人10分だとしたら情報共有は5分で、どういうふうに援助するかは5分で、短くでもいいから情報共有の時間と対策について考える時間も、機械的に割り振らないと難しい事例ほど情報共有で、ああそうだったんだ、でもどうしようというの、考える時間がなくなってしまうので、私は先生方とケースの相談を一緒にやるときに、今日15分ですと、不登校傾向のA君がいます。では、私、今までA君のことを知らないの、10分間情報共有しましょうと、5分間どうするかを考えましょうみたいな、行動はしたほうがいいので、参考にさせていただければいいと思います。

それから、ミニ教育相談部会と拡大教育相談部会の折衷案ですけど、今日は、この生徒について話し合いますというのを、このミニ教育相談部会の校長、教頭、主任、スーパーバイザー、学校支援員の5名がやっているのを、ほかの先生方が周りで見て観察をすると。その事例はこの5名で検討するんだけど、周りはそれを見て参考にすることができて、最後に5分間ぐらい質疑応答の時間を持つといいんですけど、そういうやり方もあるので、参考にしてください。

それが1点と、もう1点、最後の資料でいただいた小学校の保護者向けガイドが、とてもいいなと思ひまして、こういうのは何回も何回もやることで、保護者の方にもつながるし、安心感が増えますので、特に複数の教員が様々な視点で児童を見守り、小さなサイン、変化に気づけるようにします。これはとても大事なことで、これを繰り返して、やはり日本は担任という制度が多分世界でも、最もかそれに近いぐらい担任制度がしっかりしていて、学校文化として強い国なんですね。だから、担任の先生にお任せすると。でも、心の中で、担任とうまくいけるかなとか、そういうのはつい親としては不安になってしまうことがあるんですけど、複数というと本当に安心材料が増える方向に向かうので、まだ日本では慣れていないので、これを繰り返し伝えて

いけて、家庭でも、学校が複数の先生の名前を家庭で親に言うようになると、親の安心感が確実に上がると思います。

それと、後半にある悩みや困り事というのはキーワードで、私も随分前の地域の子ども支援のとき、必ず悩みと困り事というのをほかの方と共有してきましたけど、どうしてもカウンセリングというと、悩み相談となってしまうんですけど、もう悩みと困りで、悩みほど深くなくても、ちょっと勉強でつまずいて困っているんだということもあって、これもキーワードとしてとてもいいなと思いましたので、感想と情報提供、2か所です。

○教育長（伊藤 哲）

ありがとうございます。松戸センター長。

○教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）

ありがとうございました。1つ目の教育相談部会の持ち方ですが、昨年度スタート時はなかなか時間の配分がうまくいかなかったというのが、多くの主任から課題として挙げられまして、今、委員からもありましたように、全体の情報を共有して今日はこの人、今日は彼といった形で優先順位をつけるといったところを進めました。また、資料がある場合には、事前にセンターのほうにメールで送っていただいて、参加する職員がそれを一読して参加するといったところを行いました。そういったところで、少しずつですが工夫改善を加えております。

2つ目の3つの取組については、粘り強く保護者の方々に公表していきたいと考えております。ありがとうございました。

○教育長（伊藤 哲）

よろしいですか。そのほかございますか。櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御報告ありがとうございました。いただいた資料の7ページで、昨年対応したこと、指導・支援などで苦慮していることということで、スクールカウンセラー・スーパーバイザーの藤原先生の御講演の中の1枚だと思いますが、これ具体的に、こういった問題が昨年ありましたというようなことで御提示いただいたものと思いますが、これを拝見しますと、今、御説明いただいた教育相談部会だけでは到底対応できない内容が非常に多岐にわたっているということがわかります。例えば、2番の金銭盗み、3番の暴力的、こういったものは教育相談部会と、あと生徒指導部と連携していくものでありますし、また内容、場合によっては、それが学外に及ぶ場合には警察にも相談しなければならない事案でもあると思います。また、7番の家族関係が複雑、無関心な保護者等に関しては、福祉関係と連携しなければならないことですし、10番の虐待、ネグレクト等も同じだと思います。8番の感覚過敏、拒食症、起立性調節障害、緘黙、自閉症に関しては、お医者様と連携しなきゃならないということで、非常に多岐にわたって複雑な問題が、これ教育相談部会のみで対応はできないだろうなと思われる内容です。

今、石隈委員のほうからもありましたが、連携する部署をさらに広げて、各ケースごとに、その前の資料にもありますが、ケース会議の場合、生徒や保護者に対して誰がどんな支援を行うかについて話し合うのですが、できる支援は学校と学校内だけでは限られますので、本当に必要な場合は、福祉であるとか、医療であるとか、時には警察であるとか、様々な手を尽くして支援をしていくのも大事なかなと思います。以上です。

○教育長（伊藤 哲）

ありがとうございます。松戸センター長。

○教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）

ありがとうございます。今、委員の御指摘のとおり、学校ではなかなか解決に結びつかない事案が非常に多いのは事実でございます。この教育相談部会では、この件に関してはどこどこにつないでいこうというような具体的な連携機関について話し合っていて、必要に応じて、例えば福祉に関しては学校連携支援員のほうが福祉部と連携をするであるとか、医療に関しては学校がまず一歩つないでいただく。そういったところで、関係機関との連携については、センターも含めて教育委員会も含めて、どのようなかかわり方が一番いいのかといったところをその都度検討させていただいております。非常に多岐にわたるといえるか、多様な案件になってきていますので、学校側が独りで抱え込まないような形をとっていきたいと考えております。ありがとうございました。以上です。

○教育長（伊藤 哲）

よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて報告 15 の質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告 15 の議事を終わります。

次に、その他に入ります。

事務局から報告等をお願いをいたします。

○教育総務課課長補佐（蛭原康友）

事務局から 1 点御報告いたします。委員さんの御手元のほうに令和 3 年 6 月予定行事報告表ということで、本日現在の 6 月の行事予定がお配りされております。また、6 月の教育委員会定例会を 6 月 29 日午前中を予定させていただいております。また改めて御通知のほうを差し上げますので、御確認いただければと思います。

事務局からは以上になります。

○教育長（伊藤 哲）

委員のほうから何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは、以上で今定例会に付議されました事件の審議は全て終了しました。令和 3 年第 5 回教育委員会定例会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午前 10 時 51 分閉会